

白石市公告第1号

公募型プロポーザルに関する公告

白石市財務会計システム運用業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年1月16日

白石市長 山田 裕一

1. 業務名

白石市財務会計システム運用業務

2. 業務及びプロポーザルの概要

白石市財務会計システムについては、現行システムのソフトウェアサポートの期限を迎えることから、次期財務会計システムへの更新が必要となっている。

なお、本業務の事業者選定にあたっては、システム導入・保守、機器の保守、職員からの問合せ対応を含めた運用費用についても、一体のコスト評価を行い、導入するものとする。

また、本業務においては、更新後の運用やシステム改修等が簡便で、経費及び職員の負担が抑制できるよう、カスタマイズは極力実施しないことを想定している。あわせて、システムの導入形態は、専用回線を用いたハウジング・ホスティング・LGWAN-ASPのいずれかを想定している。

3. 契約期間

契約締結日から令和10年9月30日まで

4. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、白石市競争入札参加資格者名簿の「物品の販売・製造、役務の提供」に登録されている者であり、次の要件のすべてを満たすこととする。

(1) 次の各号のいずれにも該当すること。

ア 白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領（昭和61年告示第3

- 2号)に基づく指名停止措置を受けていない者。
- イ 白石市暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- エ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 平成29年4月1日以降、本市と同規模の地方自治体(おおむね人口1万人以上10万人未満)において、財務会計システムの運用実績があること。
- (3) IS09001、プライバシーマーク及びISMSの各認証を取得していること。

5. 手続等

(1) 必要書類の配布

白石市財務会計システムプロポーザル実施要領、仕様書、提案書作成要領及び各様式等は、白石市ホームページで公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 必要書類の提出方法

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先等については、実施要領等を参照すること。

6. 担当

白石市総務部デジタル推進課

住所：〒989-0292

白石市大手町1番1号

電話：0224-26-8228

E-mail：joho@city.shiroishi.miyagi.jp